

あなたの作った歌が  
唄い継がれる！

# 新 音頭



優秀作品は賞金10万円と副賞を贈呈!!

## 【主旨】

第1条 北海道むかわ町にふさわしい音頭を道内・道外等から広く公募し、制定することで、町民の絆と郷土愛の高揚を図るとともに、むかわ町を広くアピールすることを目的とする。

## 【募集の内容】

第2条 募集する作詞・作曲は、次のとおりとする。

- (1) 募集は、作詞と曲セットとする。
- (2) 町民が親しみやすく、明るい内容の歌詞で、むかわ町をイメージするもの。
- (3) 町の歴史や風物を歌ったもので、郷土愛を高揚する歌詞であること。
- (4) 歌詞は、1番から4番又は5番までとする。
- (5) 自作の未発表作品で、他者の知的所有権、知的財産権を侵害しないものであること。

## 【募集の条件等】

第3条 募集の条件、方法、期間等については、次のとおりとする。

- (1) 一般公募(応募資格は問わない)とし、一人1作品とする。
- (2) 募集期間は、平成25年11月1日から平成26年2月28日午後5時までとする(郵送の場合も、当日必着分までとする)。
- (3) 応募は、専用の応募用紙を使用すること(むかわ町ホームページからダウンロード可能)。
- (4) 作詞の漢字には、必ずフリガナを付けること。
- (5) 応募は、郵送又は持参とする。

ア 郵送の場合は、封書に「むかわ町音頭応募」と明記すること。

イ 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までに、むかわ町観光協会へ直接提出すること。

## 【選考方法】

第4条 作品の選考は、むかわ町音頭検討委員会(以下「検討委員会」という。)で審査し、応募作品の中から、優秀作品1点を選考する。ただし、該当する作品がない場合は、その限りではない。

## 【賞金】

第5条 採用作品の作者に、賞金10万円及び副賞(むかわ町の特産品)、賞状を贈呈する。ただし、受賞者が18歳未満の場合は、保護者に代理授与する。

## 【発表】

第6条 採用作品の応募者の氏名等については、広報誌、ホームページ等で発表するとともに、本人に通知する。

## 【著作権等】

第7条 採用作品に関する著作権等については、次のとおりとする。

- (1) 採用作品に関する一切の権利は、むかわ町に帰属する。
- (2) 採用作品の使用にあたっては、必要に応じ作品に若干の補作、変更を加える場合がある。
- (3) 採用作品が他者の知的所有権、知的財産権を侵害する疑いがある場合は、採用を取り消す場合がある。
- (4) 応募者の個人情報、取扱いに十分配慮し、目的以外には使用しない。
- (5) 応募作品は、返却しない。

## 【その他】

第8条 その他、むかわ町民音頭の制定に関し必要な事項については、別に定める。

申し込み用紙ダウンロード <http://www.town.mukawa.lg.jp>

■主管・お問い合わせ先

むかわ町観光協会 〒054-8660 北海道勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地 TEL:0145-47-2480 FAX:0145-47-2481